福生市税賦課徴収条例及び福生市都市計画税条例の一部を改正する条例の主な内容について

１　個人市民税

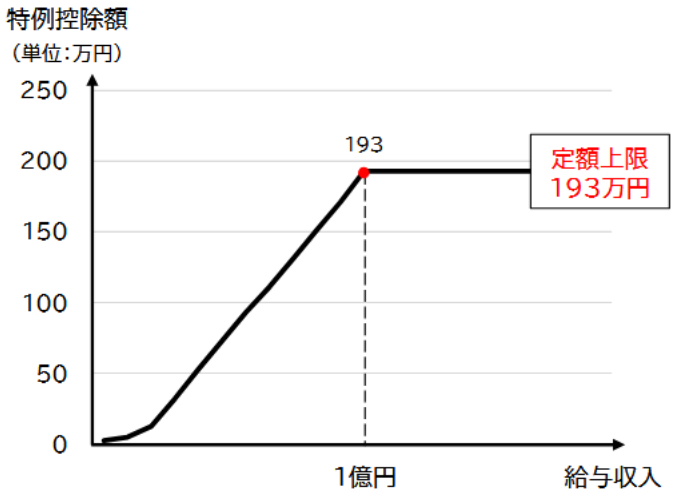
（１）　第33条の７　寄附金税額控除に関する規定の整備

ふるさと納税による寄附金税額控除について、特例控除額に市・都民税合計で193万円の上限額を新たに設定する。

施行日は、「令和10年１月１日」とする。

【イメージ図】（資料：総務省ＨＰより）

＜特例控除額の上限＞　※寄附額には上限なし



（２）　第35条の３の３　個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備

公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、所得税の基礎控除の引き上げに伴い申告書の提出が不要となった場合であっても、個人市民税で控除を受けるために必要となる扶養親族などの情報が正確に得られるよう、申告書の提出義務の範囲を拡大する。

施行日は、「令和９年１月１日」とする。

扶養親族等申告書の提出対象者の年金額

年齢	令和８年分
65 歳未満	155 万円以上
65 歳以上	205 万円以上

⇒

令和９年分
105 万円以上
155 万円以上

（３）　附則第９条の３　個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する規定の整備

住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和12年入居分まで５年間延長し、従前と同様に所得税から控除しきれなかった分を翌年度分の個人住民税から控除する。

施行日は、「令和９年１月１日」とする。

	新築住宅・買取再販住宅			既存住宅		
	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	ZEH 水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
一般世帯	4,500万円	3,500万円	2,000万円	3,500万円		2,000万円
子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	3,000万円	4,500万円		3,000万円

（４）　附則第20条の２の３　特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例に関する規定の追加

金融商品取引法等の改正に伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等の課税方式を他の所得と分離する「申告分離課税」に変更し、個人市民税の税率を５％とする。

施行日は、「令和 10 年１月１日」とする。

税目	税率
個人市民税	10%
(参考)所得税	45%

⇒

改正後税率
5%
15%

２　固定資産税

（１）　第 53 条　固定資産税の免税点に関する規定の整備

物価指数等が上昇している状況を踏まえ、固定資産税の家屋及び償却資産の免税点（固定資産税が課税されない課税標準額の合計）を引き上げる。

施行日は、「令和９年４月１日」とする。

区　分	現行免税点
土　地	30 万円
家　屋	20 万円
償却資産	150 万円

⇒

改正後免税点
30 万円
30 万円
180 万円

（２）　附則第 12 条の２第３項から第９項まで　再生可能エネルギー発電設備に係る減額制度（わがまち特例）に関する割合の改定

再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の減額制度（わがまち特例）について、国が定める参酌割合が改定されたため、従前と同様に本市における減額割合として適用する。

施行日は、「令和９年４月１日」とする。

（３）　附則第 12 条の２第 15 項　改修特別特定建築物に対する減額制度（わがまち特例）に関する規定の追加

一定のバリアフリー改修工事を行った特別特定建築物に係る固定資産税の減額制度（わがまち特例）が新設されたため、本市における減額割合を定める。

施行日は、「令和９年４月１日」とする。

【特別特定建築物】

不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム等）

○本市における減額割合：３分の１（参酌割合）

［地方税法の規定：３分の１を参酌して、６分の１以上２分の１以下の範囲内で市町村の条例で定める割合とする。］

○減額対象年度：新たに固定資産税が課されることとなった年度から２年度分

３　都市計画税

（１）　附則第３項　改修特別特定建築物に対する減額制度（わがまち特例）に関する規定の追加

条例で定めるわがまち特定が新設されたため、本市における都市計画税の減額割合を定める。なお、固定資産税と同様の減額割合である３分の１を適用する。

施行日は、「令和９年４月１日」とする。